

令和6年度
思齊館中学部P T A総会議案書



日 時	令和6年5月2日（火）
時 間	15:15～16:00
場 所	思齊館中学部体育館

《会 順》

○総会成立宣言

- 1) 開会
- 2) 会長挨拶
- 3) 校長挨拶
- 4) 議長選出
- 5) 協議内容
 - ① 令和5年度 活動報告および各会計報告（一般、特別、給食）
 - ② 令和5年度 監査報告
 - ③ 役員改選
 - ④ 令和6年度 P T A活動基本方針・計画および予算案
 - ⑤ P T A会則改正について
- 6) 議長解任
- 7) 職員紹介
- 8) 諸連絡
- 9) 閉会



《目 次》

第 1 号議案 令和 5 年度 P T A 活動報告および会計報告

(①本部、②③各専門部、④一般会計、⑤特別会計、⑥給食費)

※④～⑥はHPに掲載しません。

第 2 号議案 令和 5 年度 会計監査報告

第 3 号議案 令和 6 年度 P T A 組織、活動計画および予算案

(⑦組織図、⑧役員名簿、⑨教職員名簿、⑩活動計画案、

⑪一般会計、⑫特別会計、⑬給食費) ※⑧⑨はHPに掲載しません。

第 4 号議案 P T A 会則改正について (⑭会則)

※HPに掲載しない資料については、プリントして配布いたします。



R5年度 本部(常任委員含む)活動報告

・本部役員会 計8回

2023年

- ・5月19日(金) 本部役員会 (オンライン)
- ・6月11日(日) 本部役員会 (オンライン)
- ・6月28日(水) 本部役員会 (オンライン)
- ・8月31日(木) 本部役員会 (オンライン)
- ・10月3日(火) 本部役員会
- ・11月13日(月) 本部役員会
- ・12月8日(金) 本部役員会

2024年

- ・2月2日(金) 貸し出し用制服の整理、常任委員会、本部役員会

・常任委員会 計4回

2023年

- ・6月29日(木) 常任委員会
- ・9月1日(金) 常任委員会
- ・10月13日(金) 常任委員会

2024年

- ・2月2日(金) 貸し出し用制服の整理、常任委員会、本部役員会

・挨拶運動(交通立ち当番含)

2023年

- ・4月7～13日 笑顔のコミュニケーション週間
- ・8月29日～9月4日 笑顔のコミュニケーション週間
- ・10月～12月 西門交通当番を小学部PTAと協力して実施

2024年

- ・1月9～15日 笑顔のコミュニケーション週間
- ・1月～3月 西門交通当番を小学部PTAと協力して実施

・その他

【学校内】

2023年

- ・4月14日(金) PTA役員選出会
- ・5月21日(日) 体育大会見回り
- ・8月26日(土) 小中合同本部役員会

2024年

- ・2月2日(金) 貸し出し用制服の整理

学校給食管理運営委員会

学校保健安全委員会

学校給食献立委員会 等への参加

【学校外】地域、市Pほか

- ・4月13日(木) 市P本部役員会
- ・4月21日(金) 市P本部役員会
- ・5月9日(火) 市P代議員会
- ・5月20日(土) 市P総会、懇親会
- ・6月24日(土) 単位PTA役員研修会
- ・7月14日(金) 思斉の郷まつり実行委員会
- ・9月1日(金) 思斉の郷まつり実行委員会
- ・10月28～29日(土、日)

日本PTA九州ブロック研究大会佐賀県大会への参加

- ・11月10日(金) 思斉の郷まつり実行委員会
- ・11月18～19日(土、日) 久保田にぎわい祭りの運営協力
- ・12月5日(火) 市P代議員会

久保田町社会人権同和教育推進協議会

久保田町青少年育成協議会

交通安全協会 等の会議参加

令和5年度 専門部活動報告書

【7年学年・環境部】

実施日	活動内容
6/23	活動内容話し合い
10/23	授業参観受付
11/19	思斉の郷まつり受付
12/25	座談会開催

【8年学年・環境部】

実施日	活動内容
7/3	活動内容話し合い
10/20	授業参観受付
11/19	思斉の郷まつり受付

【9年学年・環境部】

実施日	活動内容
6/24	年間活動話し合い
10/20	授業参観受付
11/19	思斉の郷まつり受付

【研修部】

実施日	活動内容
6/8	研修(1名)
6/22	研修(1名)
8/2	研修(2名)
11/18	研修(2名)

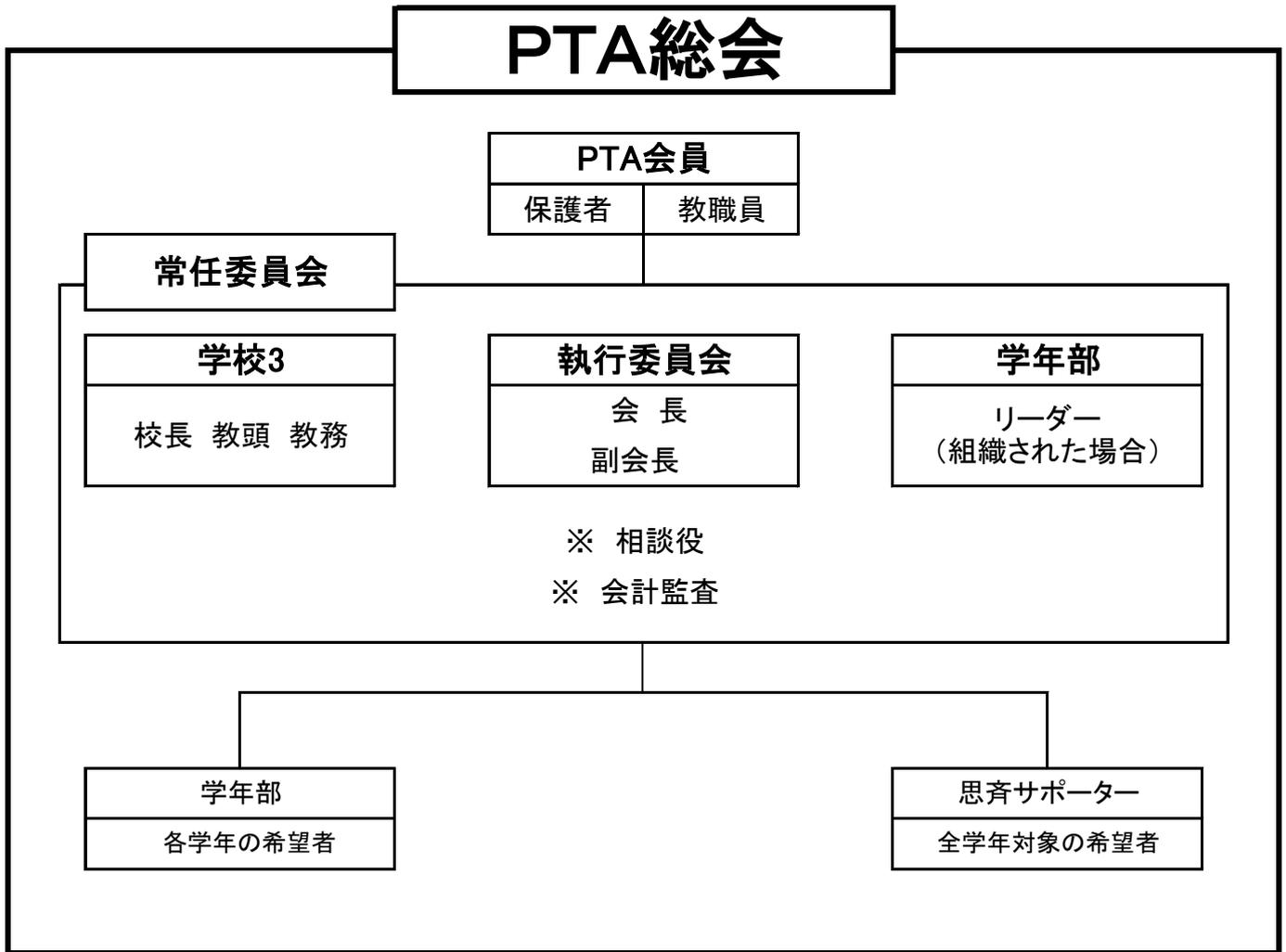
【広報部】

実施日	活動内容
6/24	新聞発行について
6/26	打合せ(古川印刷)
9/26	打合せ(古川印刷)
11/25	新聞話し合い
12月	新聞発行完了

【生活安全部】

実施日	活動内容
7/24	夏休み夜間巡回指導(7/24～28)
11/19	思斉の郷まつり(14名)
11/20	思斉の郷まつり
12/25	冬休み夜間巡回指導(12/25～27)

令和6年度 思齊館中学部PTA組織図(案)



PTA総会	全会員によって構成される最高決議機関です。定期は年1回、4月または5月に開催します。
常任委員会	先決議案の決議機関、また常任委員の情報交換の場です。適宜開催します。
執行委員会	行事の指導・調整・反省や総会議案作成。随時開催します。
学年部	活動計画・反省等、リーダーが必要と認めるとき随時開催します。(本年度は組織されません)
思齊サポーター	特定の活動目的・行動指針は持たず、幅広く活動します。

令和6年度活動方針及び活動計画（案）

活動方針

「できる人が できる時に できることをやる」をテーマにこれまでの活動を抜本的に見直し、必要とされる活動は残しつつ、新たなPTA活動のあり方を模索していく。

活動計画

令和6年度の思斉館中学部PTAは以下の2点に重点をおく

1. 令和7年度よりPTA任意加入制度の導入に向けての準備
2. 思斉の郷まつりの運営

1. PTA任意加入制度導入に向けて

- ・本部役員会 年2～3回
- ・会員向けのアンケート実施（残すべき活動や、制度導入前の加入の意思確認等）
- ・学校側との協議

2. 思斉の郷まつりの運営

- ・実行委員会への参加
- ・中学部PTAの担当部門の準備
- ・まつり当日の運営

その他、学校や久保田町関係の会議への出席、生徒向けの課外活動の実施も行う予定です。

令和6年度 P T A会計予算（案）

収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘 要
1. 繰越金	545,141	940,905	△ 395,764	
2. 会費	948,000	1,030,065	△ 82,065	最長兄姉(198)及び職員(23)は350円×12か月、第2子(19)からは250円×12か月
4. 雑収入	20	20	0	貯金利息
合 計	1,493,161	1,970,990	△ 477,829	

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘 要
1. 事務費	60,000	60,000	0	封筒代、用紙代、印刷機インク・マスター代
2. 会議費	5,000	35,000	△ 30,000	諸会議開催費
3. 事業費	474,600	754,600	△ 280,000	
①環境整備費	100,000	75,000	25,000	環境美化費、貸出用制服管理費等
②会報発行費	0	260,000	△ 260,000	
③慶弔費	35,000	100,000	△ 65,000	卒入学式花輪等
④校外指導費	0	5,000	△ 5,000	
⑤学年部活動費	0	130,000		
⑥本部活動費	200,000	145,000		専門部廃止により、本部活動費と変更
⑦通信費	39,600	39,600	0	PTA用携帯使用料 3,300円/月×12か月分
⑧講演・講習会費	100,000	0	100,000	講演・講習会等開催費用
4. 研修費	350,000	570,000	△ 220,000	
①講師謝礼金	0	50,000		
②図書費	0	20,000		
③研修補助費	150,000	300,000	△ 150,000	各種研修会、懇談会、PTA大会参加費
④小中一貫振興費	200,000	200,000	0	思斉の郷まつり経費、合同研究発表会経費
5. 負担金	184,836	177,165	7,671	
①県P負担金	121,836	116,865	4,971	605円×[最長兄姉] 368円×[職員]
②市P負担金	63,000	60,300	2,700	300円×[最長兄姉+職員]
6. 行動費	30,000	30,000	0	会長行動費
7. 学校行事費	0	100,000		
8. 大会等派遣費補助	100,000	100,000	0	特別会計へ繰り入れ
9. 雑費	50,000	50,000	0	
10. 転退職者記念品	50,000	40,000	10,000	役員謝礼金(役員数×@5,000円)
11. 予備費	188,725	154,225	34,500	
合 計	1,493,161	1,970,990	△ 477,829	

令和6年度 PTA特別会計予算書(案)

1 収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
1 繰越金	1,729,400	1,671,974	57,426	
2 バザー収益	0	90,000	△ 90,000	
3 PTA会計より繰入	100,000	100,000	0	
4 貯金利息	10	10	0	
合計	1,829,410	1,861,984	△ 32,574	

2 支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
1 バザー準備	0	90,000	△ 90,000	
2 文化的行事支援	0	100,000	△ 100,000	
3 体育系活動支援	600,000	600,000	0	大会参加費、交通費等補助
4 文化系活動支援	100,000	100,000	0	大会参加費、交通費等補助
5 予備費	1,129,410	971,984	157,426	
合計	1,829,410	1,861,984	△ 32,574	

令和6年度 思齊館中学部 給食費予算書 (案)

【歳入】

(単位:円)

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減額 (A)-(B)	内 訳
1. 徴収金	11,540,700	11,212,830	327,870	(生徒分) 7年 270円×186回×72名 8年 270円×188回×73名 9年 270円×174回×61名
① 生徒徴収金	10,187,100	9,965,430	221,670	
② 職員等徴収金	1,353,600	1,247,400	106,200	(職員分) 300円×188回×24名
③ 過年度分	0	0	0	過去3年分
2. 繰越金	233,957	280,483	△ 46,526	
① 繰越金	233,957	280,483	△ 46,526	
3. 雑収入	1,131,900	1,107,270	24,630	
① 雑収入	1,131,900	1,107,270	24,630	佐賀市補助金
② 利息	0	0	0	
合 計	12,906,557	12,600,583	305,974	

【歳出】

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減額 (A)-(B)	内 訳
1. 主食(米、パン)	1,943,132	1,889,082	54,050	46×42242食
2. 牛乳	2,821,486	2,241,847	579,639	生徒分 65.40円×37730食 職員分 65.40円×4512食 調理用 327円×180本
3. 副食	8,141,939	8,469,654	△ 327,715	
4. 予備費			0	
合 計	12,906,557	12,600,583	305,974	

思斉館中学部PTA 会則(案)

第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は思斉館中学部PTAという。また、事務局は思斉館中学部内におく。

(目的)

第2条 本会は家庭と学校の連絡を密にし、保護者と教職員が協力して、生徒に対するより良い教育を目指すとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。またその目的を達成するための事業を行う

第2章 組織

(会員)

第3条 本会は中学部教職員及び生徒の父母、またはこれに代わる者をもって会員とする。

(役員)

第4条 本会は、下記の役員をおく。

会長、副会長、常任委員、学年部委員、思斉サポーター、幹事、会計責任者、庶務、監査、相談役(会長・会計責任者・庶務以外の役員の人数は問わない)

2. 学年部、思斉サポーターは希望者がいない場合は組織されない。

(役員を選出及び任務)

第5条 役員は会員の中で希望者を募り、その中から選出する。

2. 本会の役員の任務は次のとおりとする。

I 会長は本会を代表し会務を総括する。

II 副会長は会長を補佐し会長に事あるときはこれを代理する。

III 常任委員は常任委員会を構成し、総会決定事項の推進と各委員への連絡、調整・計画の承認等を行う。

IV 学年部会は、可能な場合はリーダーを選出し、委員は協力して部会活動を行う。

V 相談役は会長、副会長の補佐を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1ヵ年とする。なお、役員は再任しても差し支えない。

第3章 機関

(種類)

第7条 本会は第3条の目的を達成するために、組織図の通りの機関をおく。

組織図は別紙参照のこと。

第1節 総会

(性格、構成)

第8条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会および臨時総会とする。

1 定期総会は毎年春季に開催する。

2 総会は、委任状を含め、生徒世帯数の3分の1以上をもって成立する。

3 総会の議決権は、出席者の多数決をもって認める。

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び生徒世帯数の2割以上の要求(趣旨・署名)がある時、会長がこれを召集する。

第4号議案一⑭

(権限)

第9条 総会は下記の権限を有する。

- 1 総会は次の事項につき協議決定する。
 - I 規約の改廃
 - II 役員承認
 - III 事業の報告、計画承認
 - IV 予算、決算承認
 - V 先決議案承認
 - VI その他の事項

第2節 委員会

(常任委員会)

第10条 常任委員会は常任委員をもって構成する。

1. 常任委員会は必要に応じて会長が召集し、次の事項を処理する。
 - I 総会および常任委員会の委任事項の執行、議案の作成
 - II 先決議案の決議
 - III 学年部会の計画の調整他、本会の運営、諸活動に必要な事項の審議、決定
(審議決定した事項は、次の総会にて報告する)
2. 常任委員会に委員の代理を出席させる事ができる。

(執行委員会)

第11条 執行委員会は、会長、副会長をもって構成され、会長が必要に応じて召集し次の事項を処理する。

- 1) 常任委員会に提案する議案の作成、事項の審議調整
- 2) 小学部本部役員会との議案協議及び審議調整
- 3) 南部ブロックPTAとの議案協議及び審議調整

(学年部会)

第12条 リーダーが召集し、その任務は次のとおりとする。

- 1 学級・学年活動等の企画運営をする。
- 2 PTA関連の事業への協力

第4章 会計

(一般会計と特別会計)

第13条 本会は一般会計と別に特別会計をおく。

(一般会計)

第14条 一般会計の経費は会費・その他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 保護者の会費は、生徒一人につき最長兄弟は月額350円、それ以外は月額250円とする。
2 教職員の会費は、一人月額350円とする。

第4号議案一⑭

(特別会計)

第16条 特別会計は年度計画外活動により得た収益金を管理する。

- 1 特別会計は、一般会計の予算外での経費を支出する。
- 2 特別会計の支出の範囲は、別途定める。

(特別会計の取り扱い)

第17条 特別会計より支出を希望する者は、「特別会計支出依頼書」に使途支出額の詳細を記入し、執行委員会に提出しなければならない。

- 1 特別会計支出依頼書について審議は常任委員会にて行うが、少額の場合は執行委員会での決議とする

(附 則)

本会則は、昭和41年 4月 1日から施行する。
本会則は、平成 9年 4月25日から施行する。
本会則は、平成10年 4月28日から施行する。
本会則は、平成12年 4月28日から施行する。
本会則は、平成13年 4月28日から施行する。
本会則は、平成16年 4月30日から施行する。
本会則は、平成19年 5月 2日から施行する。
本会則は、平成20年 5月 2日から施行する。
本会則は、平成22年 4月28日から施行する。
本会則は、平成23年 4月28日から施行する。
本会則は、平成24年 4月27日から施行する。
本会則は、平成25年 4月26日から施行する。
本会則は、令和 3年 4月28日から施行する。
本会則は、令和 4年 5月 6日から施行する。
本会則は、令和 5年 5月 2日から施行する。
本会則は、令和 6年 5月2日から施行する。

生徒の九州大会及び全国大会出場に係る P T A 特別会計からの
補助金交付について（内規）

思齊館中学部 P T A

（趣旨）

第 1 条 この規定は、思齊館中学部の生徒が、九州・全国中体連大会、または関係機関の主催の九州規模、全国規模の大会に出場する場合に要する経費、および生徒の安全性を考えた引率、練習会場の確保、道具の搬送に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象大会）

第 2 条 補助の対象となる大会は、県予選で九州大会、全国大会へ出場する種目の大会とし、思齊館中学部 P T A 常任委員会で認めた大会とする。

（補助対象者）

第 3 条 補助の対象者は、思齊館中学部の生徒及び職員とする。

（生徒に対する補助金の額）

第 4 条 生徒 1 人あたりに対する補助金の額は、別表 1 に定める額とする。

2 生徒に対する補助金の額は、一人当たりの補助金の額に大会出場者数を乗じて得た額とする。ただし、金額により思齊館中学部 P T A 常任委員会で上限を決定する場合があります。

また当該大会出場者数は、競技種目ごとのエントリー数を上限とする。

3 交付については、年度内に 1 回に限りとして補助する。

（生徒以外に対する補助金）

第 5 条 引率や道具運搬等にかかる生徒以外に対する補助金については、県費引率旅費、佐賀市各種大会出場補助金交付要綱等を勘案し、P T A 常任委員会の承認を受けて支給するものとする。その場合、職員旅費は全額を、その他は保護者負担が全体の 3 割になるよう補助する。ただし、金額により思齊館中学部 P T A 常任委員会で上限を決定する場合があります。

(申請等)

第6条 補助金の申請やその他の手続きは、大会に出場するチームの責任者が行うものとする。

2 申請に関しては所定の用紙を用いる。

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けた者は、大会出場に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、PTA事務局に提出する。PTA事務局は、大会出場後5年間これを保存する。

附則

この要項は、平成22年4月28日から施行する。

この要項は、令和4年度改訂し、令和5年4月1日から施行する。

エントリー数

バスケ	16	サッカー	18	ハンドボール	15	軟式野球	18
体操	6	新体操	8	バレーボール	13	テニス	10
ソフトテニス	8	卓球	8	バドミントン	7	相撲	5
柔道	7	剣道	7	ソフトボール	18	男子駅伝	11
女子駅伝	8						

別表 1

開催地ごとにおける大会出場者 1 人当たりの補助金の額		
九州(佐賀、沖縄以外)	沖縄、中国、四国、近畿	中部、関東、東北、北海道
3,000円		
泊を伴う場合	14,000円	20,000円
5,000円		

備考

主催団体及び支部組織が大会出場に係る実費を弁償する場合は、補助金額の額から該当弁償する額を差し引くものとする。